

経済の世界化を前にして、問われている国家の役割

—フランスの事例をとおして—

田部井 英夫

目次

- | | |
|-----------------|---------------------|
| はじめに | 5) 問われている国家の存立基盤 |
| 1) 地方分権化と国土整備開発 | 6) 問われている国家の役割 |
| 2) 欧州統合化と地方分権化 | 7) 共生の原理とアソシエーション連合 |
| 3) コミュン再編の困難性 | おわりに |
| 4) 連合様式と国土整備開発 | |

はじめに

日本では、政治改革法が曲がりなりにも決着をみたところだが、今後、懸案の地方分権改革論議が浮上するものと思われる。地域の自立が政府から施策されると同時に、また地方からもこれまでの中央集権行政を排し、地域の文字どおりの自治と自立を求める声が高揚している。他方で、日本の政府は、経済の世界化を前にして、市場開放と規制緩和が内外から求められている。このようなもとで問われているのは、国家の存立基盤そのものであり、また開放体制のもとで国家が果たすべき役割であろう。本論稿では、欧州統合化を積極的に推進する一方で、地方分権化を推し進めてきたフランスにおける国土整備開発の経験をとおして、国家の役割を問い直してみた。フランスが抱えている今日の問題は、なにもフランスだけに限られた問題ではないからである。それは日本がまさに直面している切実な問題でもある。

1) 地方分権化と国土整備開発

欧州では、域内単一市場の完成をみた現在、他国との関係を考慮に入れずには、もはや自らを組織・編成できない時代を迎えている。経済の世界化と統合化は、EC構成国に生産性の面だけでなく、行政システム面での比較優位を迫っているのである。すなわち、各構成国は行政システムを再編させることによって、外部経済効果、国土空間のより効率的で、合理的な管理、社会的向上、国民的アイデンティティの再確認が求められているのである。

だが問題は、制度の変革がなかなか経済の変化に追いつかないところにある。経済と労働市場の世界化、そして統合に伴う地域間格差、産業の空洞化、都市と農村の分離が、今やフランスでは顕著となっている。それにともない、分権化後10年してなお、中央と地方とをこれまで関係付けてきた行政システムのあり方が問い直されているのが現状である。現に、貧困化の一途を辿っている地域（大都市近郊周辺地域、農村地域）は、成長の極にモノ、ヒト、カネ、サービスが集中・集積するのと同様のテンポで拡大している。このようにフランスでは国家統一の分裂と解体のリスクが、現実的な問題と化しているのである。

地方分権化によって、地方自治体の再興、それに地域経済の活性化が期待されたわけだが、結果的には地域間の不均衡と抗争をまねいてしまった。地方分権化は簡素化された行政機構を企図していたが、むしろ一層複雑なものとなった。より効率をもたせ、住民により身近な自治と連帯をはかるために、社会扶助関係の相当部分の権限を地方自治体に移管したわけだが、地域連帯の欠如と地域のエゴイズムに遭遇して躓いている状態なのである。また、地方分権化は市長に都市計画、ならびに都市開発の責任を託したわけだが、政治腐敗が蔓延する一方で、今や、野放図で不均整な都市整備計画に対する行政訴訟がたえないのである。またパリー極集中が止まるところを知らない。さらに市民は環境が日増しに損なわれていることに、懸念を隠しきれないでいる。

国家はこうした自体に対して有効な対策を打ち出せず、ただ省益に固執して省庁間の抗争を繰り返してきたといえよう。分権化後10年して、国土行政の水平的、垂直的統合能力の欠如によって、むしろ政府諸機関の機能性と行政サービスの質の低下が際立ち、非効率と士気喪失をまねいているのが実態といえよう。また、地方分権化がもたらした行政システムにおける垂直的連携の希薄化にもなって、欧州統合のもとで、都市間、ならびに自治体間の競争が一層駆り立てられているといえる。

フランスの地方分権化は、そもそも EC 共同体法へのかぎりない接近を目指したものではなく、極度の中央集権的行政の反動からであった。その反動は、分権化が国土開発と管理の合理的な手立てというよりは、地域の民主主義への、そして地方自治体と住民による自由な行政への転換の手立てとみなされてきたことによく表現されている。地方分権化後10年以上経過した今、市場統合に即した効率的で、合理的な国土整備開発と管理、また統合化に見合った広域行政をめざしたコミューンの統廃合と、レジョン間連合が求められているのである。

1982年の地方分権改革後10年して、フランス政府は広域な欧州連邦構想に自らを組み込んでいく一方で、単一国家としてのまとまりを取り戻すために、地方制度の再編と、国土整備開発の見直しを再度迫られているのである。このようにフランス政府のジレンマは、欧州統合化の推進と国民経済の再建という二重の課題を背負っていることにある。

2) 欧州統合化と地方分権化

たしかに地方分権化は、国民国家の枠組みにこれまで閉じこめられてきた地方を活性化させるという意味で、有効な手立てと言えよう。

統合化をきっかけとして、単一国家の枠内で中央から地方を見るのではなく、地方の視点から国を見直す視点が浮かび上がってきたことは確かである。過度な中央集権的行政によって、促進が阻まれていた国境をまたがる地域間交流・交易の発展が見込まれているからである。北フランスはベネルックス、英国との地域間交流拡大が、同時に、ライン河川流域、山岳国境地帯、そしてスペインとの国境地帯も、国境を越えた地域間交流が期待されているのである。したがって、地方分権化は欧州統合化の重要なステップを担っている。地方分権化によって、これまで顧みられなかった辺境の地方自治体に期待されているのは、これらの自治体が国境にとらわれない地域間交流と交易の拡大を独自に図っていくことである。

こうした交易と交流の深まりが、フランスの特殊性から脱却し、欧州レベルで平準化を成し遂げていく道筋であろう。今や欧州では、分権化した地方自治体が欧州精神の醸成の場として、また職業訓練、技術者養成の場として期待されているのである。

ところで、欧州共同体と各構成国間における権限配分の困難性を解消するために、マーストリヒト条約のなかに補完原則が持ちこまれたが、この原則を中央政府と地方自治体間における権限配分にも援用する傾向がみられる。この原則は理屈からすればしごくもつともなことだが、いざ適用する段になると、原則を貫きとおせる状態にはない。

原則にしたがえば、もっとも下位レベルの審級に公的機能が全面的に帰属しており、そのようなもとの下位の審級で手に負えない事柄だけを上位の審級に委ねることになるわけだが、現実には、各構成国の中央政府は確固とした連邦制のもとで、地方自治体に全面的に行政権ないし公務を委ねているわけではない。フランスの地方分権化は、たしかに中央集権行政の見直しといえるが、今のところ現行制度は、中央集権国家の枠組みを変えずに、中央集権的システムを地方に分散化させた形になっている。

たとえ連邦制が確立されており、州に自治権と立法権が委ねられている場合でも、EUをとりまく環境が国際的覇権システムのもとにあり、各国が単一国家形態をとっている限り、地方主権の実現は不可能であろう。事実、合衆国とドイツの連邦制の歴史と現実がそのことを示している。連邦政府に権限が再集権化しているのが実態である。

こうした実態は、欧州連邦ないし欧州合衆国をめざす欧州統合化にもあてはまる。EU首脳会議や閣僚理事会を中心に中央政府間で、協定や協約が専横的に、かつ妥協を重ねながら取り結ばれ、しかも各構成国憲法や法律に対するEU法の優位性が定められている現在、地方主権は到底のぞめないであろう。EC機構は、マーストリヒト条約の批准過程が如実に物語っている

ように連合体制、しかも不鮮明な連合体制のもとにある。着実に連邦化しているのは、法制度のレベルであり、法的プロセスが各構成国を連邦制へと導いているといえる。欧州連邦の建設過程は、ECレベルでの中央集権体制の形成でもある。このような体制のもとで、EC機構と各構成国の政府、および各構成国の政府と地方公共団体との権限管轄の関係が、むしろ一層複雑に交差しているのである。要するに、地方主権は確立されていないのである。このようなもとは、補完原則は機能しないであろう。

われわれがここで注目したい点は、むしろEC機構と各構成国の地方公共団体との関係である。

まず第一に、ドロール・パッケージ以来、欧州共同体構成国のレジョン（州）およびローカルな自治体は、EC構造基金の支援獲得競争のもとに置かれたことである。フランスの地方自治体も衰退産業を抱える地域、ならびに農村地域は、ECからの地域指定と支援を獲得するためにブリュッセルでのロビー活動に翻弄されているのである。ただし、フランスの地方自治体単位の一つであるレジョンは、ドイツ連邦制下の州のように、EC機構に機能的に組み込まれてはいないのが現状である。ドイツでは、マースリヒト条約の批准過程で、州政府の権限をより確立させるための憲法改正論議まで行なわれている。EC機構の再配分に即応した地方制度の比較優位が問題になっているのである。

第二に、公共調達市場の開放にともない、ECによる行政上の決定は、各構成国の政府当局ばかりでなく、地方公共団体にも直接下されるようになったことである。

最後に、マースリヒト条約によって、地域評議会が設立されたことである。構成国の地方公共団体の代表からなる地域評議会は、EC委員会、および理事会が地域政策を策定する際の諮問機関でしかないが、EC機構と各構成国の地方公共団体との関係が一段と深まったといえる。

こうした事態に対処していくために、フランス政府は地方分権化を介して、他の構成国の州に比肩しうる地方自治体の育成に努めているのである。フランス政府は、「地域からなるヨーロッパ」に応えるために、他の欧州諸国の州に見合ったより広域な行政区分を望んでいるが、現段階では実現可能であるとはいえない。その上、国土行政の区割りに関しては、今のところ、ECレベルで収斂していくべきヨーロッパ・モデルを持たないのが実情である。

3) コミュン再編の困難性

フランスでの地方分権化改革において、最大のネックになっているのがコミュンという自治体組織である。コミュン（市町村）は、フランスの歴史を反映しており、共和制を支えてきた母体の一つであり、現在でもなお市民にもっとも身近な基礎的自治体といえる。

コミュンが歴史を反映しているのは、国民性と国家性の概念がコミュンに体现されていることによく示されている。国民性は、Mirabeau が提唱した社会学的実体を備えた自生的コミュ

ニティーであるのに対して、国家性は、抽象的な行政区割りに基づき国家統一の意思を図ろうとする国家行政システムの末端行政としてコミューンが位置付けられてきたことに、すなわち重農主義の流れを汲む Thouret によって擁護された大コミューン構想によく表現されている。その構想は、各県が35,000の人口を擁する9つのコミューンからなり、全国720のコミューンから構成されるという画一的な中央行政統治を体現していたといえる¹⁾。この点で、コミューンは、国民国家への統合の歴史を如実に物語っているといえる。革命後の歴史において大勢を占めたのは前者、すなわち社会学的実体を備えた自生的コミューンである。だが、現実にはこれまでのフランスの行政システムは、両者の折衷から成り立っていたといえる。言い換えれば、フランス国家はコミューンのレベルでみると、必ずしも国民性と国家性が、*synthèse* された形で統合されていなかったといえる。

革命以後200年間、フランスの行政機構の中身はほぼ変わらなかったわけだが、その間に人口はもとより都市機能、運輸・交通体系、情報手段、生産活動内容は、以前とは大きく異なっている。旧来の行政機構は、現在の経済地理空間にもはや見合っていないのである。

フランス全土に50万にのぼる地方議員がおり、36,000以上のコミューンがあり、その大半のコミューンは、人口がわずかで自治体機能を果たせない状態にある。因みに、700人以下のコミューンの数が全体の69%を占め、5,000人以下では95%に達する状況である。2万人を越えるコミューン数は全体の僅か1%で、この1%のコミューンに全人口の38,8%が集中しているのである。1万人以上のコミューン数は841で、そこに全人口の半数近くが居住していることになる²⁾。このように、フランスではコミューンの数が欧州のなかで突出しており、その行政コストは計りしれないものがある。

このような観点から、コミューン合併を通じて、新たな経済地理環境に見合った新たな行政区分がもとめられているのであるが、他の諸国における市町村統廃合の事例を単に機械的に踏襲するわけには行かない。機械的なコミューン合併は、地域の伝統と歴史、それにコミューンを支える首長と住民の意識を等閑に付すものであろう。大勢は今のところ既存のコミューン間の連合化に傾いている。現在、フランスでは、英国型の地方自治体組織からドイツ、イタリア、スペイン等の大陸型に、すなわち地方もしくは州と呼べるより広域規模の行政単位を優先した連邦もしくは準連邦形態の自治組織に傾斜している。統一国家をめざした国民国家のロジックとは違って、欧州連邦形態に直結しうる行政管轄が考えられているのである。そこで問題になっているのは、地方行政を司るそれぞれの地方自治体組織間の連合様式と優先すべき行政組織の選択である。

1982年の地方分権化法では、県知事の後見監督を廃止し、垂直的な集権システムから、コミュー

1) Jean-Claude Némery, "Les institutions territoriales françaises à l'épreuve de l'Europe", in *Entre l'Europe et la décentralisation*, édition de l'aube, 1993.

2) *Notes bleues de la Direction de la comptabilité publique*, mars 1991.

ン、県、レジョンが横並びした水平的な分権システムに代わった。以来、三層からなる自立した各自治体は、垂直の連携を欠き、そのもとで各々のレベルで自治体間の競争と連合化へ駆り立てられ、その結果として、過度の競争は自治体の財政逼迫、地方政治の腐敗、さらに地域間格差と不均衡な国土を招来したのである。1992年2月6日に制定された地方行政指針法では、行き過ぎた分権化の反省から県地方長官への権限が強まり、国の事後的統制が明文化され、再集権化へ傾いているといえる。それに対して、各地方自治体間レベルでの連合化は、むしろ拍車がかかったといえる。

4) 連合様式と国土整備開発

連合様式には、既存のコミューンをベースにしたコミューン間からなる様々な行政組織がある。都市部では都市共同体、広域都市共同体、農村部では多目的コミューン間協議会、広域コミューン区、コミューン共同体がある。今までのところ、コミューン間の連合は行政管轄を一層複雑なものにしており、1992年2月6日の地方行政指針法によって、連合結成がより体系化された点で改善はみられたものの機能面で曖昧さを残しているといえる。確かに、地方行政指針法では、レジョン間協議会を奨励しているが、この協議会の執行機関は評議会であり、現在の EC 機構と同様、民主主義的合法性をもたず、しかも自主財源をもっていない。レジョンが有していた権限は、レジョン間レベルに委譲すれば消滅することになり、機能を全面的に評議会に預けたかたちになるからである。群雄割拠的な広域行政が決して地域の民主主義に立脚したものでないことは明白である。

また三層からなっていた地方公共団体を横並びにした水平的分権化は、都市計画、地域経済開発の権限管轄が重複することもあり、均衡ある調和のとれた国土整備計画の妨げにもなっているのである。1982年の分権化法では、レジョン議会はレジョンを単位とする地域整備計画や経済開発を促進する権限を持つと規定しているが、1992年の地方行政指針法に基づけば、広域都市共同体やコミューン共同体も経済開発や地域整備計画の促進に携わることができ、権限管轄が重複してしまっているのが実態である。

1993年に250近くのコミューン共同体が設立され、すでに昨年末までに組織化されたものだけでも197を数える。まさに群雄割拠である。Orne のように二つのコミューンから結成された共同体から Charente-Maritime のように130のコミューンからなる共同体までである。平均すると人口は15,000で、中核となる地方都市を中心に、canton とほぼ同一の管轄圏域で形成されている³⁾。それに対して、都市共同体は La Rochelle, Cambrai, Aubergne, Flers だけが結成されたに過ぎない。このように1992年の地方行政指針法はコミューン間連合に拍車をかけ、従来

3) *Le Monde*, le 23 janvier 1994, "Le groupement des communes est un succès", par Rafaële Rivais.

の事業組合が担っていた特定事業に止まらず、経済開発と地域空間整備が奨励されているのである。コミュニ共同体、それに都市共同体は、今や自主財源に裏打ちされた自立した自治体機能をもっているのである。

地方公共団体に権限委譲された都市計画と経済開発は、国土の不均衡をまねき重大な社会問題となっているが、止まるところを知らないパリ一極集中は、焦眉の問題となっている。欧州統合化によって、域内大都市の間で繰り広げられた国際ビジネス・センター、ないし国際金融センターをめざした国際間競争が一層拍車をかけられたといえる。1991年7月に都市基本法⁴⁾が採択されたのも、大都市周辺都市のスラム化と暴徒化が背景にあった。アンチ・ゲットー法という異名をもつ。1990年に、Orléans 市長、Jean-Louis Schnelter と当時の自治大臣であった Jean-Pierre Sueur のイニシアティブで、パリ1時間圏都市アソシエーションが結成され、23都市が加盟した⁵⁾。このアソシエーションは、パリ一極集中にともなう大都市周辺都市の縁辺化に歯止めをかけるために乗り出したものである。

もとより、国土整備計画が重要視されるようになった背景には、単一国家としての一体性が脅かされているという危機感がある。社会的排除と地域的排除が進行していることは、今や誰の目にも明らかなのである。すなわち、実生活のなかで、ホームレスの増大、構造的失業、大都市周辺都市におけるスラム化と暴徒化、農村部の衰退が感得されているのである。こうした国民的連帯の崩壊現象の元凶は、欧州統合化と経済の世界化として現出している無制限な経済自由主義に起因しているのといえる。こうした危機感から、また欧州レベルでの比較優位を勝ち取るためにも、フランスでは均衡ある国土整備開発と広域行政化が求められているのである。

Jean Francois-Poncet が主宰した国土整備開発に関する上院調査報告書⁶⁾が、今年1月11日に発表されたところである。この報告書では、不均衡となった国土を改善すべく国土軸の施策回生が提案されていた。提案の大綱はパリ一極集中の是正につきるであろう。この報告書で注目すべき点は、時速のレコードに執着したTGV高速化と、それにとまなう通勤圏の無制限な拡大・延長に歯止めをかけるよう提案していることである。

上院調査報告書に答えて、農業組合全国同盟(FNSEA)は、この1月19日に国土整備計画に関して、10項目にわたる提案を内務・国土整備相に手渡した。これらの項目を列挙すると、

1. 国土機能における農業活動を再認識する。
2. 国土均衡を主眼に新たな構造政策を定める。
3. 地方全体に行き渡る情報通信網を設置する。
4. 農村にも都市に匹敵する教育と知的資源へのアクセスの機会を確保する。
5. 都市と同等の文化的手段を備える。
6. 質のある居住条

4) 都市開発制度比較研究会『諸外国の都市計画◆都市開発』ぎょうせい、1993年の第4章5節参照のこと。

5) *Le Monde*, le 9 janvier 1994, "A l'ombre du Géant francilien", par M.V.

6) *Le Monde*, le 12 janvier 1994, "«Douze commandements» pour relancer l'aménagement du territoire", par François Grosrichard.

件を確保し、歴史的建造物を保存する。7. 農村地域における雇用と身近なサービスに関する地方自らの策定を優遇する。8. 危機に晒されている農村地帯の特別政策を定める。9. 多様な地理的環境に即した農村開発のための管轄を明確に定める。10. 税財源を有効に使う⁷⁾。

以上のとおり、FNSEA 側からすれば、国土の不均衡はまさに大都市と農村部の格差の現われなのである。

上院調査報告書に基づき、この春に国土整備計画の指針法案が国民議会に提出されるようだが、その際、われわれが目指したいのは、国土整備計画が環境対策と一体化した形で打ち出されるかどうか、という点である。

それに経済・社会評議会の提案、すなわち大規模店舗の規制緩和に歯止めをかけるかどうか、という点であろう。というのも、1992年において、すでに国内での食料品販売の55%、家庭用器具の30%、ガソリンの40%はスーパー・マーケット、ハイパー・マーケットのいずれかによって賄われている状態なのである⁸⁾。大規模店舗の進出と売場面積の拡大が、大都市近郊と農村部のアトリエを中心にした生産活動と、従来からの小売業者の活路に影を落としているからである。

要するに、市場原理に基づく生産、販売面での合理化と効率性の追求が、国土の不均衡と国民経済の存立そのものを脅かしているのである。その結果として、一方で、社会的排除と地域的排除を、他方で、社会環境、ならびに自然環境の悪化を招いていることを知らなければならない。

5) 問われている国家の存立基盤

現在、フランスだけに限らず、いずれの欧州共同体諸国も、長期にわたる経済の低迷からの脱却策として、また国際競争に打ち勝つために、競争の原理を奨励した民営化、規制緩和そして企業のリストラを推進することで雇用創出を図るといったシナリオに立脚しているが、失業の増大（失業率は12.2%に達している）と産業の空洞化に歯止めをかけられないでいる。財政赤字の拡大と長期化、それに政府債務残高の肥大化を抱えながら経済・通貨統合路線におお固執している各構成国は、思い切った金融緩和政策に踏みきれず、緊縮財政をこれまで堅持してきたのである。政府の打開策は、EU レベルでの公共事業投資の拡大、それに福祉削減とワークシェアリングへ傾斜しているといえる。こうした政策を維持することで、各構成国国民の生活基盤と生活環境、それに社会的紐帯と国民的連帯を取り返しのつかないところまで蝕んでい

7) *Le Monde*, le 22 janvier 1994, "Le monde agricole s'interroge sur l'aménagement du territoire", par François Grosrichard.

8) *Le Monde*, le 9 janvier 1994, "Commerce et aménagement du territoire", par Henry Hermand.

るのではなからうか。

国民的連帯の崩壊は、国家を存立たらしめている税の徴収、それに国民の健康と福祉、つまり安定した生活の保障システムまで揺るがす問題ではなからうか。これまで福祉国家を標榜してきた欧州各国国民の税負担はきわだって高水準にあるが、欧州各国民、とりわけラテン系諸国の国民は、いわば公然と脱税の回路（キャッシュでの取引、財産の国外逃避）によって対応してきたといえる。現状に即してみれば、福祉国家体制のもとで、法人も富裕層の個人も脱国民化を図ってきたのである。より正確に言えば、富裕層においては脱国民化が、最貧層においては脱市民化が進行していたといえる。

硬直化した国家を支えているのは、今や中産階層である。そのことはイデオロギーに裏付けられたこれまでの政党政治の終焉を物語っているといえる。この点に関しては、欧州諸国に限らず、いずれの資本主義国でも大方みられる現象であろう。今後、各国政府は、それぞれの内情と経済力に応じて異なるであろうが、中産階層を保護する一方で、中産階層全体の犠牲と負担に依拠した施策をとることになるであろう。その帰結は中産階層の両極化、すなわち階層分化となって現われるであろうが、国家の存立さえ問い直すことになろう。なぜなら今日、国家による施策は、自己の責任において個人と法人が国際社会のもとで自律性を身につけることに置かれているからである。手厚い社会保障と保護貿易に依存しておれなくなった現在、国家に対する権威と忠誠の意義を見いだせなくなっているのである。その典型は、以前から国民皆兵制度と兵役義務が見直されていることに、また現行の教育制度と治安体制が見直されていることによく現われている。

ところで、中産階層とはいかなる階層であろうか。それぞれの国民国家の既存の制度のなかで自らを社会的に発揮し、制度を支え、制度の恩恵に浴してきた階層といえないであろうか。これまで国民国家のヴェールを纏って発展を遂げてきた資本主義は、経済の世界化を迎えて、それぞれの国家の個人と法人が、さらに地域が、自己責任性を最大限負うことを迫っているのである。それぞれの社会において権威と忠誠心が失われて、合理性、非人格化、機械化、水平化が浸透していくことで、これまで国家を存立足らしめていた「一般意思」なるものが不透明になってきたといえる。国家の存立を支えてきた基盤が内から揺らいでいるのである。だが、こうした揺らぎの現象は内にかぎらない。

6) 問われている国家の役割

経済の世界化に直面して、国家の役割と手段、さらに権威の再定義がせまられている。自由貿易の原則ないし市場原理に立脚した合理主義や主意主義が大勢を占めている現在、各国政府が自由なる世界市場の前提となる自由貿易の原則と市場原理の守護者として立ち現われるのであるが、そこでは国家は一方で伝統的システムの破壊者として、また他方でその保護者として

立ち現われるのだが、後者の役はもはや演じきれなくなっているのである。

市場システムの作動軸の重心が国民国家空間から世界システム空間へ移動したことによって、これまで国民経済を成り立たしめていた国家—市場—社会が構成していたトライアングルな構造は、国家を頂点としたピラミダルな関係から世界システム＝国家—市場—社会といった三位一体的関係に変容しているのである。それに伴って、国家は世界システムの代弁者として立ち現われ、その結果、国内社会に世界システムの論理が直接的な形で作用しているのである。社会のルールを決定づけているものは市場の原理に則った世界システムの論理であって、もはや民主主義でさえない。形骸化した民主主義に代わって、経済的合理性、経済的効率性が社会関係を規定しているのである。

諸経済がボーダレス化して、そこに立ち現われた空間は、極めて不均等で、階層化した諸国民経済がいわば成層化した世界経済という一つの経済空間である。人はその空間を「グローバル」・エコノミーと呼ぶが、その「グローバル」性は一つの抽象的空間を呼称しているにすぎない。それは「地球社会」と呼ぶには程とおく、資本にとってのグローバル空間でしかない。各資本が市民化した空間なのである。

そこで、われわれは二者択一的な選択を迫られていることを知らなければならない。それは、「グローバル」・エコノミーの完成にむけて、人類の大半が世界システム＝国家—市場—社会の三位一体的関係の完全なる構築をめざすか、それともそれとは反対に、「経済の次元からでなく、経済を内部に包摂した社会の次元から⁹⁾」地球社会〈市場〉＝〈国家〉＝地域社会〈市場〉といった共生関係に基づいた本来の地球社会をめざして、人類が営為努力するかの二者択一である。われわれが人類全体の問題を先送りしてどこまでモラトリアムな状況におれるのか、真剣に見据える必要がある。

国際関係を取り結んでいる各国政府、とりわけ国際政治と国際経済面で発言権を持つ先進諸国政府が、足並みをそろえて地球社会〈市場〉＝〈国家〉＝地域社会〈市場〉といった共生関係に裏打ちされた新たな国際秩序を構築する営為努力に乗り出さないかぎり、各国内の都市と農村の対立、大都市周辺部と農村部の荒廃、それに環境破壊は抜本的に阻止できないであろうし、多様で、多元的な地域開発と地域における民主主義は根付かないであろう。

国家が外交、防衛、マクロ経済管理だけを分担すればよいというものではない。従来の国際的覇権システムそのものも変えていかなければならないのである。各国政府が国際的覇権システムを変えていく一方で、世界経済を視野に納めた経済再編、成長管理、環境管理、社会福祉を一体化した長期総合計画と国土整備を、従来とは逆方向の行政システムに基づき総合調整していくことが求められているのである。大国が自国の経済と技術の優位に、そして制度の優位に固執しているかぎり、国際的システムから脱げ出せないであろう。国際的覇権システムのも

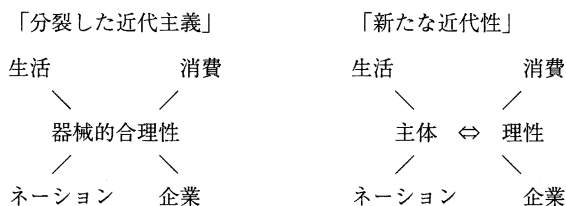
9) R.A.ニスベット、『共同体の探求』、梓出版社、1986年。

とでの国際協調とは、とどのつまり現行システムの維持・存続であり、国際的リスクの共同分担と回避のシステムの構築でしかないであろう。国際的覇権システムにかわる国際協調システムは、資本の論理と市場原理ではなく、共生の論理と社会に再び取り込みなおした市場に立脚すべきであろう。このような国際協調システムのもとで、「下」から練り上げられた各国中央政府の長期総合調整と、地球的規模での環境問題の取り組みを一体化させ、南北間格差是正をめざして、国際協調システムは構築されるべきであろう。

7) 共生の原理とアソシエーション連合

ニスベットは『共同体の探求¹⁰⁾』のなかで二つのタイプの国家像を対照させていた。一つは社会のあらゆる領域にその行政力や機能を浸透させ、より高度な管理・運営の集中化を図る国家、もう片方は、人民の意思に基づく合法的な主権を犠牲にすることなく、多元的な機能や伝統的な精神を生活のなかに維持しながら、自律したアソシエーションをベースに多元的な社会を育成していく国家とに類型化している。はたしてニスベットによる中央集権的国家類型から多元的な社会を育成していく国家への転換は可能なのであろうか。またどのような前提条件のもとで可能なのであろうか。

A. トゥレーヌが新著 *Critique de la modernité*¹¹⁾ のなかで modernisme éclaté (断裂した近代主義) と nouvelle modernité (新たな近代性) を構図として対照させている。前者の「断裂した近代主義」にあつては、Rationarité instrumentale (器械的合理性)、つまり合理的システムが、生活、消費、ネーション、企業それぞれに浸透して、しかもそれぞれを引き裂いた形で近代化を図ってきた構図を描きだしている。それに対して、後者の新たな近代性では、Sujet (主体) と Raison (理性) の対話を中心に位置している。生活、消費、ネーション、企業それぞれの要素が中心に位置する sujet と Raison の対話に弁証法的に働きかけて、社会の近代化を図る構図になっている。

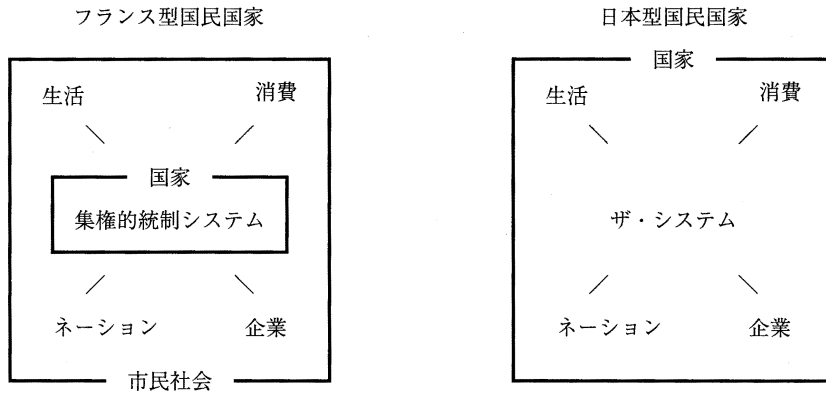


ところで、共和政体のフランスも日本と同様、いまだかつてのモナシーを歴史的に清算し

10) K.ボラニー『大転換—市民社会の形成と崩壊』東洋経済新報社、1975年。

11) Alain Touraine, *Critique de la modernité*, Fayard, 1992.

ているとは言えず、中央集権的官僚制国家を温存させ、統制経済の色彩が強かったといえる。トゥレーヌの「断裂した近代主義」の構図を援用して両国の構図を示すと以下のとおりになる。



フランスが日本と異なっていたのは、何よりもまず、国家と市民社会との関係にある。日本が近代国家形成過程のなかで、国家が市民生活、経済、それにネーションまで取り込み、「ザ・システム¹²⁾」を形成してきたのに対して、フランスではむしろ国家に対立して市民社会を形成してきたといえる。国家と対立して形成されてきたフランス市民社会にあっては、日本とは違って民主主義社会として相対的に「開かれた」社会が形成される一方で、労働市場の確立を見たわけだが、フォーディズムの危機をむかえて労使関係の硬直化を招くことにもなったのである。そこには横断的なネット・ワークの形成はみられたものの、垂直的な連携は育たなかったといえる。垂直的連携の欠如を補うために、フランスの国家は市民社会に対立して、これまで経済統制を図ってきたのである。だが、経済の世界化と欧州統合化に直面して、フランスの国家は、市民社会の諸要素、つまり企業、国民生活、ネーションまでもEUレベルでのより広域な中央集権体制に組み込むべく努力を払ってきたのである。そして日本も同様に、日米構造協議以来、合衆国の圧力に押されて、これまで国民国家の枠組みのなかで育成してきた国内における既存の「ザ・システム」の転換と市場開放をせまられているのである。

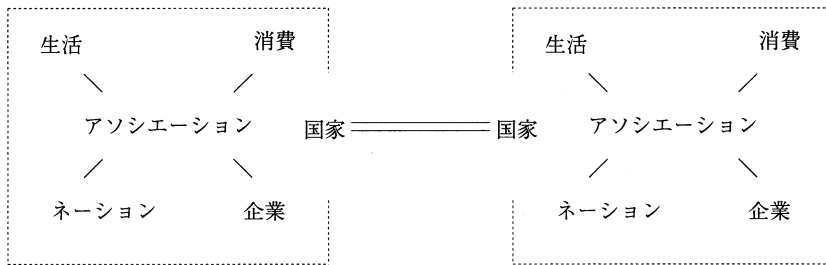
問題は、「グローバル」・エコノミーに適應すべく、単に旧制度を解体し、新たな法的空間を構成すれば解決できるというものではない。また地方分権化と市場開放をはかればすむという問題でもなからう。

これまで国家を中心に制度化され、それぞれの国家のシステムに辛うじて組み込まれていた生活、消費、企業、ネーションといった市民社会の諸要素は、トゥレーヌが示唆したように国民国家の枠組みのなかで断裂を遂げてきたわけだが、経済の世界化に即して国民国家の枠組みを取り外した場合、いっそう断裂させはしないであろうか。

12) K.V.ウォルフレン、『日本／権力構造の謎』上、早川書房、1990年。

われわれの危惧は、まさにその点にある。われわれがこれまで欧州統合化に伴う社会・経済現象に注意を払ってきたのも、統合化が国民国家の枠組みのなかで、断裂した市民社会の諸要素をいっそう引き裂いていくのではないかという欧州統合化の将来像に対する不安と疑問からであった。法制度による統合化に躓いている欧州が抱えている課題、ネーションと極右の台頭、産業の空洞化、失業の増大、社会的排除と地域的排除等々は、引き裂かれた欧州市民社会と市場の原理の限界を象徴していないであろうか。

ところで、市場原理に代わる共生の原理とはどのようなものであろうか。トゥレーヌの「新たな近代性」モデルでは、原子化した個人が歴史の主体を担っているわけだが、そこからは社会的有機性が浮かび上がってこないように思われるのである。われわれが現在のところ提示しうるのは、先に引証したニスベットの见解である。すなわち「人民の意思に基づく合法的な主権を犠牲にすることなく、多元的な社会を育成していく国家¹³⁾」像である。トゥレーヌの「新たな近代性」モデルを援用して示すと、以下のとおりになる。すなわち、様々なアソシエー



ション間の対話によって統合された柔軟な「民族国家」からなる連合形態である。しかも上位の審級は国家ではなく、基礎的自治体としてのコミューンにおかれるべきであろう。だが、このような国家像なり、国家観が成立するには、市場に立脚した競争原理ではなく、各国はもとより各コミューンが共生の原理に立脚していなければならないであろう。ここで言う共生の原理とは、各国のアソシエーション連合が、地球全体の均衡と地域住民の豊かな生活をめざして、市民社会の諸要素、つまり生活、消費、企業、ネーションを有機的に関連付けて、持続的均衡を図っていくという営為努力に存するといえる。このアソシエーション連合の活動は、横断的なネット・ワークと補完原則に裏付けられた垂直的連携によって発展されるべきであろう。

おわりに

1994年5月11日に、内務相 Charles PASQUA によって「国土発展のための指針法案」が

13) R.A.ニスベット、前掲書、結章参照。

提出された。この法案は5月31日から6月1日にかけて経済・社会評議会で審議され、7月に国民議会にかけられることになっている。

法案は国家の監督と県知事の特権を強化している。この10年間の分権化から分散化の趨勢を法案化した形になっている。まさしく中央主権の分散化であり、「上」からの国土整備開発の徹底である。現在22あるレジョンを7に大きく分けし直すことを提案している。だがレジョンと県との権限管轄はなお曖昧である。地域間格差を招いた事業所税の廃止は次期大統領選挙まで見送られたかが、事業所税の一律化が打ち出されている。交通網整備、TGVや高速道路の拡充は、国の財源からではなく、道路通行料金や空港使用料で賄われることになっている。

法案のなかに、企業、市民、アソシエーションがどのように国土づくりを担い、また担っていくべきかは盛り込まれていない。ようするに、統制経済体制づくりが、この法案に色濃くしみ出ている。それはかつてのジャコバン主義の現われとも言える。

たしかに行政システムの垂直的統合化によって、政府機関の機能性と効率性は高まるであろうが、国民が納得する国土整備計画の目標、政策、手段を欠いたこの法案は、却って国家統一の分裂と解体を招きはしまいか。これまで取り結んできた国家—市場—社会のトライアングルな関係は一向に見直されていないことになる。

とまれ、これまで統合化と地方分権化を推進してきたフランスの事例は、「経済の世界化」に直面したわが国の将来の選択に貴重な歴史的教訓を提供してくれていると思う。